

2020年度 夏期合同研究

7月15日、弁護士会館において、2020年度夏期合同研究が開催された。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、初の試みとして、WEB会議システムを利用したオンライン開催の方式を採用した。8の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ720名、全体討議はのべ295名が参加した。



第1分科会

深掘り・間違えない債権法改正 ～重要トピック&経過措置を学ぼう～

法制委員会研修員 林 祐介 (71期)

第1分科会は、岩田真由美委員による企画の説明に続き、以下の発表を行った。

第1部「消滅時効」(吉直達法委員及び稲村宥人委員)は時効期間と起算点/時効の完成猶予及び更新/経過措置を、第2部「定型約款」(岩田修一委員及び吉見洋人研修員)は約款の必要性/改正民法の内容/経過措置を、第3部「保証」(稲村晃伸副委員長及び筆者)は改正法における保証制度の概略/賃貸借契約の保証と経過措置/賃借人の死亡と元本の確定をそれぞれ発表した。いずれも事例を用いて経過措置を含む論点を解説し、債権法改正の

理解を深める一助とした。

本分科会の開催は改正法の施行後である上、YouTubeによる配信を利用する初の試みでもあり、終了直後の再生回数が180回、翌朝には395回になり、会員の関心の高さがうかがわれるとともに、オンライン講義では執務に忙しい会員の方々も申込みをすれば時間帯にとらわれずに参加でき、夏期合同研究への参加が容易になるとの利点も明らかとなった。

今回の動画は、当会会員サイト内の法制委員会のブログに掲載する予定であり、見逃した会員の方々にはぜひ視聴をお勧めする。

第2分科会

改正民法の不法行為法に与える影響

不法行為法研究部事務局長 伊豆 隆義 (40期)

改正債権法では、不法行為法自体の改正はなかったが、消滅時効、法定利率、中間利息控除、相殺制限の緩和など、実務に影響のある改正があった。

- 1 不法行為の時から20年の期間を時効期間と明示(724条)。人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の時効期間を損害および加害者を知ってから5年とした(724条の2)。経過規定にも注意を要する。
- 2 法定利率の変動制等(404条。当初利率は3%)。
- 3 中間利息控除の規定の明文化(417条の2)。逸失利益の算定等に影響(レジュメに新控除率を前提とする算定

表あり)。

- 4 不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺禁止を悪意による不法行為による債権と人の生命身体の侵害による不法行為による債権に限定(509条)。

以上、弁護士として避けては通れない事項につき、当研究部の稲村晃伸会員が概説、獨協大学の花本広志教授がコメントした。コメントでは、逸失利益に関連して、最高裁判所令和2年7月9日の逸失利益について定期金賠償を認めた最新判決について、おそらく日本で一番早い解説がなされた。

第3分科会

法律事務所のリモートワークの課題と対応策・ 役立つリーガルテックの調査研究

(弁護士業務改革委員会・若手会員総合支援センター 共催)

弁護士業務改革委員会委員長 内野 真一 (57 期)

本分科会では、緊急事態宣言下、事務所運営に様々な支障を来したことや、解除後もできる限り「三密」等を避ける必要があること、宣言再発令も否定できないこと等から、法律事務所においてもリモートワーク導入等の対応策を講じておく必要があること等を踏まえ、業革委員会と若手会員総合支援センター（環境支援部会）の共催で、業革委員会の舟串信寛会員、大橋良二会員、若手センターの後藤大会員、小笠原友輔会員4名のパネリストによるパネルディスカッションを行った。

文書作成等のデスクワーク、オンライン・リアル双方の打合せ、郵便物対応、電話対応、事務職員の待遇他バックオフィス業務等について、浮かび上がった課題や対応策を検討し、スマホ・携帯電話の内線化の可能性、電子契約の注意点、クラウド型案件管理ソフトの有用性などリーガルテックを紹介した。

引き続きリーガルテックの情報収集や業務環境支援に向けた施策の検討構築を図りたい。

第4分科会

入管収容問題 現状と今後の課題

外国人の権利に関する委員会委員 宮城 知佳 (71 期)

まず当委員会の駒井知会委員が、収容問題の背景を説明し、ハンスト者に対する短期仮放免と再収容の反復措置が精神疾患発症や自殺未遂等の悲惨な現状をもたらしていることや、国連恣意的拘禁作業部会に通報した事案等を報告した。

続いて当委員会の関聡介委員が、入管収容の法制度と問題点、施設の現状、近時の動向、統計等を紹介し、入管収容所における問題につき入国者収容所等視察委員会に通報する選択肢を提案した。

さらに両会員は、本年6月に収容・送還に関する専門部会から発表された提言につき、収容判断への司法審査導入や収容期間上限の設定等の改善はないまま送還忌避罪新設等の厳罰化を提言していることにふれ、難民認定申請者等を支援する弁護士も共犯となりうることを強調した（本年6月22日付当会会長声明も参照）。

質疑応答では、コロナ禍で、居住先や生活費等の用意がない被収容者も、何らの生活保障なく職権仮放免される問題が共有された。

第5分科会

With コロナ・After コロナの法的諸論点の検討と インハウスローヤーの実務対応

国際委員会委員長 ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー

当委員会では、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による様々な企業法務に関する影響及び対策について報告等が行われた。

まず、岩嶋亜也子副委員長より企業法務への影響の概要説明、テレワークにおける問題、After コロナにおける企業法務の変化等について報告が行われた。

次に、山原英治委員より海外取引における「不可抗力」と新型コロナウイルスのプレゼンが行われ、インハウス・カウンセルの所作のポイントについて解説がなされた。

最後に、筆者からドイツにおける会社法、刑法、破産手続法の電子化及び手続き期限延長等の一時的緩和措置について報告を行った。

初めてのオンラインでの開催にもかかわらず、委員会内外からの参加者も多く、今回のテーマに対する関心の高さが窺えた。

第6分科会

裁判手続のIT化の重要論点 ～攻めのIT化を目指して～

民事司法改革実現本部事務局次長 高梨 滋雄 (60期)

法制審議会・民事訴訟法（IT化関係）部会の部会長である山本和彦教授（一橋大学法学研究科）を講師にお招きし、まず、裁判手続のIT化のための民事訴訟法改正の重要論点の解説を内容とする基調報告をいただいた。この基調報告後、特に議論がある「裁判手続のIT化・それ自体の必要性」、「オンライン申立ての義務化の範囲」、「特別な訴訟手続」の3点について、会員から弁護士立場からの意見陳述をしていただき、これに対して山本和彦教授からコメントをいただいた。山本和彦教授からはIT化は目的

ではなく、利用しやすい民事司法を実現する手段にすぎず、そのような観点から、既存の民事訴訟にIT化を単に組み込む「守りのIT化」ではなく、IT化を契機として利用しやすい民事裁判を積極的に実現する「攻めのIT化」の発想が不可欠であり、そのような観点から今後の議論が進められることを期待したいという趣旨の御発言があり、今後の民事訴訟法改正の方向性について大きな示唆をいただけたと考えている。

第7分科会

安全保障法制憲法違反訴訟の現状報告と検討

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

2015年に全国の単位会が反対を表明した新安保法制に対し、違憲性を問う試みが全国25件の訴訟として進行している。安保法制違憲訴訟全国ネットワーク*1代表として全国を巡る寺井一弘会員からは、平和運動を担う市民の高齢化、冷笑的な現実主義が若者に広がる危機、それでも戦災経験者、自衛官家族、学者や元裁判官など多様な市民・法律家が本件訴訟に立ち上がった意義、そして、平和憲法を引き継ぐ義務と、弁護士として大仕事にかける意気込みを聞いた。続いて、東京弁護団の理論派で当センターの棚橋桂介副委員長からは、平和的生存権、人格権および憲法改正決定

権の侵害に基づく差止請求と国賠請求の構造、行政法部分のみに反論する国の応訴態度並びに、人証を拒否し憲法判断回避に終始する地裁判決の問題点について詳細な報告を受けた。

応訴態度や各地裁判決（特に那覇地判2020.6.30）からは、新安保法制を合憲と言えない国と裁判所の弱さも覗く。同時に、「本件紛争解決には憲法判断が必要」と裁判所に悟らせるため、市民と法律家のもう一押しが必要とも見える。

安保法制問題は、これからが面白い！

*1：<http://anpoiken.jp>

第8分科会

裁判官人事評価制度等からみた裁判官と弁護士の協働のあり方

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 平野 賢 (53期)

本分科会では、裁判官人事評価制度を踏まえ、裁判官と弁護士の協働のあり方について、当委員会の原田玲会員の司会の下で検討がなされた。

最初に、小林ゆか会員から裁判官の職務情報提供制度の概要について説明があり、本分科会参加者等から事前に行ったアンケート結果の報告の後で、茜ヶ久保重仁会員より大阪弁護士会や福岡県弁護士会の活動内容が報告された。

アンケートでは、裁判官に求められる事件処理能力として

「公平かつバランスの取れた訴訟指揮」「証拠を適切に評価する能力に裏付けられた起案（判決）能力」に回答が集中し、一般的資質としては「公平さ」「バランス感覚」に回答が集まる結果となった。

これを踏まえ、後半では、参加者が各自裁判において経験した事例等を紹介しあい、元裁判官や任官経験者からも率直かつ積極的に発言がなされた。

ときには、裁判官の独立性に関する憲法論も飛び交う等、短い時間であったが非常に充実した時間となった。

全体討議



事業承継の新しい潮流と新型コロナ禍での中小企業支援のあり方

中小企業法律支援センター委員 京谷 円 (64期)

1 本討議の目的

事業承継は、新型コロナ禍後もニーズ増加が予想される、中小企業の喫緊の課題である。本討議では、弁護士の関わった実例や、国による最新の支援策を具体的に紹介し、弁護士の中小企業経営における「オーガナイザー的機能」（経営者に寄り添って経営上の課題を総合的に解決する機能）という観点から、有益な視座や情報を提供することとした。

2 事業承継における弁護士の関与（総論）

日弁連中小企業法律支援センター創業・事業承継PT座長を兼務する大宅達郎委員より、事業承継における弁護士の役割（法律家、代理人、調整役）、事業承継においては事業理解や経営者心理、財務会計的側面、他土業や金融機関の特性などの周辺知識を理解しておくことの重要性について解説が行われた。

3 中小企業のための事業承継支援策

— 近時の支援策を中心に —

経済産業省中小企業庁事業環境部財務課に勤務する血谷将委員より、国の事業承継支援策の全体像及び具体的な支援策の解説が行われた。例えば、事業承継時の障害となる経営者保証の解除に向けた総合的な対策や、後継者不在の中小企業のM&Aの促進を図るための中小M&Aガイドライン、廃業等に伴う経営資源の引継ぎに関する支援策、経営承継円滑化法の概要及び近時の主な改正点など大変参考になる内容であった。

また、大宅達郎委員より、M&Aにおける注意点として、仲介業者等によっては個別の権利保護が十分行われない場合があるため弁護士の関与が重要となること、経営者保証

の解除については、制度の資格要件に該当しない場合にも金融庁の経営者保証ガイドラインの活用事例を参考にすると等により保証解除に向けて交渉継続することが重要であるとの指摘があった。

4 弁護士が関わった第三者承継（M&A）、廃業の実例

日弁連中小企業法律支援センター事業再生PT座長の宮原一東会員とコーディネーター堂野達之本部長代行の掛け合いで、債務超過会社における第三者承継いわゆるM&Aや廃業について、豊富な実例を紹介し、実務的に問題になる点や弁護士の取り組み方について検討が行われた。新型コロナ禍での中小企業再生支援協議会の活用方法や、弁護士主導私的整理（資産譲渡・廃業型）の実例など具体的な悩みを解決するためのヒントとなる内容であった。

5 事業承継PTの取り組み

当センター事業承継PT座長の角田智美委員より、当センター主催の事業承継ゼミの募集、及び事業承継簡易診断制度について説明が行われた。いずれも、弁護士間での有益な情報の共有等を目的としており、これまで事業承継に携わってこなかった弁護士にとっても非常に有意義な内容であった。事業承継簡易診断が周知され、積極的に診断を受ける経営者が増えることに期待したい。

6 新型コロナ禍における資金繰り支援に役立つ制度

当センター名簿・研修部会長兼嘱託の関義之委員より、新型コロナ禍で入金を増やす制度（融資、給付）、支出を抑える制度、その他の経営課題に役立つ制度（国、都）等について解説が行われた。